

令和3年度 第1回
三郷市景観審議会

議案 第1号
説明書

令和3年8月24日（火）

三郷市屋外広告物条例（案）及び三郷市屋外広告物条例施行規則（案）の一部改正について

【背景】

近年、老朽化等による屋外広告物の落下等の事故の発生により、全国的に屋外広告物の安全性の確保が問題となっております。現在、屋外広告物の安全管理については、三郷市屋外広告物条例において、管理義務に関する規定はありますが、安全管理における点検についての具体的な規定はありません。

また、国では観光まち一体再生の推進のため、公共デジタルサイネージへの広告掲出に係る屋外広告物規制の運用の弾力化が位置付けられ、公益上必要な施設の効率的運用が求められております。

このたび市では国・県の動向及び市の実情を踏まえ、「安全管理の強化」及び「規制の運用の弾力化」を図るため、三郷市屋外広告物条例及び三郷市屋外広告物条例施行規則の一部改正を検討しています。

つきましては、三郷市屋外広告物条例及び三郷市屋外広告物条例施行規則の一部を改正することについて、三郷市景観条例第27条の規定により、三郷市景観審議会へ諮問を行います。

【前回審議会の概要】

A. 屋外広告物の安全管理の強化について

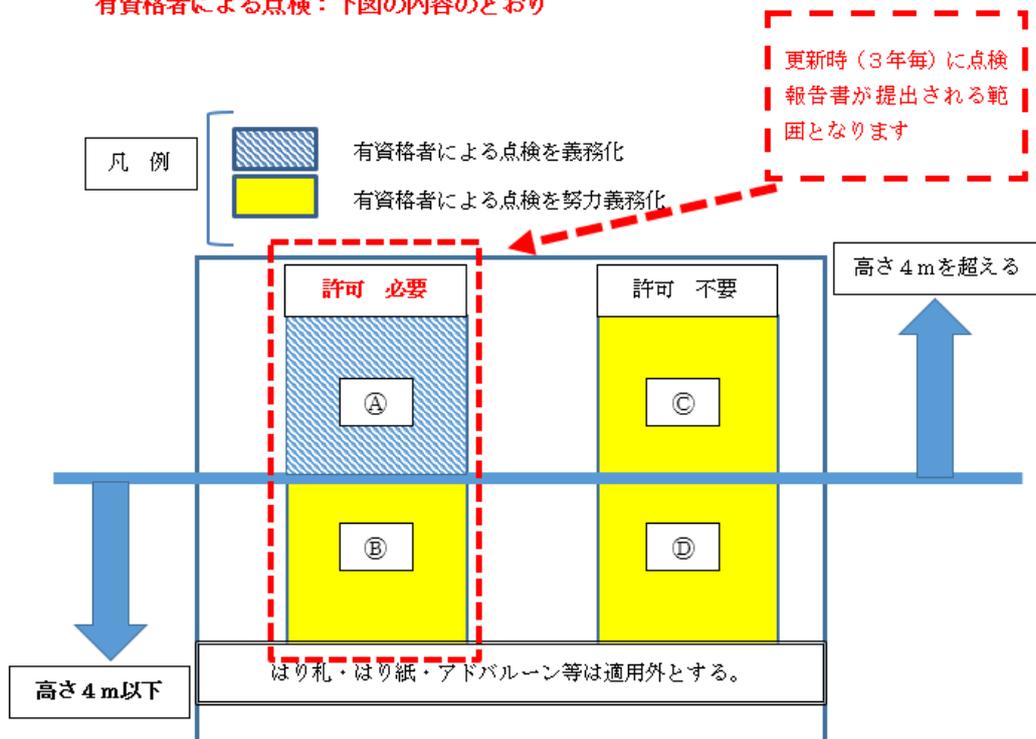
(三郷市屋外広告条例第18条関係)

(三郷市屋外広告物条例施行規則15条、第17条、他)

点検範囲の内容及び有資格者の新設について

点検範囲：全ての屋外広告物について点検が必要になります。

有資格者による点検：下図の内容のとおり



【点検有資格者の新設】

<三郷市屋外広告物条例第18条関係>

現状	改正案
規定なし	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告士 ・都道府県等主催の屋外広告物講習会修了者 ・職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者、職業訓練を修了した者であって広告美術仕上げに係るもの ・日本屋外広告業団体連合会等主催の屋外広告物点検技能講習修了者 ・建築士 ・電気工事士 など

B. 屋外広告物規制の運用の弾力化について

(三郷市屋外広告条例第8条)

(三郷市屋外広告物条例施行規則第5条、別表第2関係、他)

先進地の事例

先進地の事例

デジタルサイネージ広告



参考：大宮公園駅前（提供：さいたま市）

バス停上屋広告



参考：東松戸駅前

⇒今後、公共掲示板等公益上必要な施設又は物件において、その広告収入を当該施設の維持管理費用に充てる場合には、禁止地域であっても一般広告物を表示することができるようになります。

【バス停上屋利用広告について】

○バス停留所に設置される上屋に対する広告物の添加に係る道路占用の取扱いについて

(平成20年3月25日付け国道利第26号)

最終改正：平成26年4月10日国道利第2号

「地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについて」(平成20年3月25日付け国道利第22号。以下「22号通達」という。)別紙の2(3)に基づき、バス停留所に設置される上屋に対する広告物の添加に係る道路占用の取扱いを別紙1及び2のとおり定めたので、下記の事項に留意の上、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、本通知の内容については、警察庁交通局と調整済であるので、念のため申し添える。

記

1 本通知については、バス停留所に設置される上屋に対する広告物の添加に係る従前の取扱いに変更を加える趣旨ではなく、22号通達の発出に伴う表現上の整合性の観点からの形式的な修正を加えるものである。

2 本通知は、平成20年4月1日から施行する。ただし、施行の日前の許可に係る占有については、なお従前の例によることができる。

なお、「バス停留所に設置される上屋に対する広告物の添加に係る道路占用の取扱いについて」(平成19年8月13日付け国道利第9号)は、平成20年4月1日付けで廃止する。

別紙1

バス停留所に設置される上屋に対する広告物の添加に係る道路占用の取扱いについて

1～3 略

4 添加広告板の設置場所、構造等

原則として、添加広告板の設置場所、構造等については、次の各号に掲げるところによるものとする。ただし、6(1)の連絡協議会において、道路の構造、交通、景観その他の地域の状況に応じて、これと異なる基準を設けることとした場合には、この限りでない。

(1)～(9) 略

(10) 添加広告板を用いて掲示する広告物の表示面積は、1面につき2㎡以内であること。なお、添加広告板の枠部分等への広告事業者等の名称、企業ロゴ等の表示については、破損時における通報先等当該添加広告板等の管理上やむを得ないもの並びに広告料収入が上屋又はロケーションシステム等の整備又は維持管理に要する費用に充当されている旨表示するものを除き、当該文字等の部分を表示面積に含めるものとする。

【パブリック・コメントの結果について】

○実施期間 令和3年5月25日（火）から令和3年6月25日（金）まで

○閲覧場所 都市デザイン課（市役所3階）、市政情報コーナー（市役所4階）、文化会館、鷹野文化センター、コミュニティセンター、東和東地区文化センター、彦成地区文化センター、高州地区文化センター、瑞沼市民センター、市立図書館、北部図書館、早稲田図書館、世代交流館ふれあいパーク、ららほっとみさと、ピアラシティ交流センター、三郷中央におどりプラザ
計16か所

意 見	回 答
「 無 し 」	

【今後の予定】

○三郷市屋外広告物条例（案）及び三郷市屋外広告物条例施行規則（案）の一部

改正について改正スケジュール

令和3年度 スケジュール

●●●●● 実施期間

内容	令和2年度			令和3年度															
	3			4			5			6			7			8			
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	
広報みさと掲載									○14日										
パブリックコメント									25日～	-----			～25日						
景観審議会			◎24日															◎24日	
最終調整(法規審査)													●-----●						
条例(議会上程)																			
規則																			
周知期間																			

●---● 予定期間

内容	令和3年度												令和4年度											
	9			10			11			12			1			2			3			4月		
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
広報みさと掲載																		○15日						
パブリックコメント																								
景観審議会																								
最終調整(法規審査)	●-----●																							
条例(議会上程)				●-----●◎上程																				◎1日施行
規則				●-----●																				◎1日施行
周知期間													●-----●											

【三郷市屋外広告物条例（案）及び三郷市屋外広告物条例施行規則（案）の一部改正内容について】

(1) 条例改正の内容

三郷市屋外広告物条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(適用除外)</p> <p>第 8 条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 次に掲げる広告物又は掲出物件で、規則で定めるところにより市長の許可を受けたものについては、第 4 条の規定は、適用しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>(広告物の管理)</p> <p>第 18 条 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者(管理する者が置かれているときは、その者)は、これらに関し補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。</p> <p>2 この条例の規定による許可に係る広告物 <u>を表示し、又は掲出物件で規則で定める基準を超えるものを表示し、又は設置する者は、これらを管理する者を置かなければならない。</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第 8 条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 次に掲げる広告物又は掲出物件で、規則で定めるところにより市長の許可を受けたものについては、第 4 条の規定は、適用しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 公益上必要な施設又は物件に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件であつて、その広告料収入を当該公益上必要な施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの</u></p> <p>6 (略)</p> <p>(広告物の管理)</p> <p>第 18 条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者(管理する者が置かれているときは、その者) <u>又は広告物若しくは掲出物件の所有者若しくは占有者(以下「広告物の所有者等」という。)</u>は、これらに関し補修、<u>除却</u>その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。</p> <p>2 この条例の規定による許可に係る広告物又は掲出物件で規則で定める基準を超えるものを表示し、又は設置する者は、これらを管理する者を置かなければならない。</p> <p>3 (略)</p>

(点検)

第 18 条の 2 広告物の所有者等は、その所有し、又は占有する広告物又は掲出物件について、規則で定めるところにより、当該広告物及び掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況を定期的に点検を行わなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。

2 前項の点検において、この条例の規定による許可又は許可の更新の申請が必要な物件のうち前条第 2 項の規則で定める基準を超えるものについては、県条例第 14 条の 2 第 2 項に掲げる者に、点検を行わせなければならない。

3 第 1 項の点検において、この条例の規定による許可又は許可の更新の申請が必要な物件のうち前条第 2 項の規則で定める基準以下のもの及び許可又は許可の更新の申請が不要なものについては、前項に規定する者に点検を行わせるよう努めるものとする。

4 この条例の規定による許可又は許可の更新の申請をしようとする者は、前 2 項の点検の結果を市長に提出しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

5 前項の場合において、許可又は許可の更新の申請をしようとする者が当該許可に係る広告物の所有者等以外の者であるときは、当該所有者等以外の者は、当該広告物の所有者等に対し、第 1 項の規定による点検の結果の提出を求めることができる。

(措置命令)

第 21 条 市長は、第 4 条から第 7 条まで、第 10 条、第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項の規定に違反して広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設

(措置命令)

第 21 条 市長は、第 4 条から第 7 条まで、第 10 条、第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項の規定に違反して広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設

置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、若しくは公衆に対する危害を防止するため必要な措置を命ずることができる。

2 (略)

(広告物又は掲出物件を保管した場合の公示の方法等)

第 22 条 (略)

2 法第 8 条第 2 項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

(1) (略)

(2) 法第 8 条第 3 項第 2 号に規定する広告物又は掲出物件については、前号に規定する期間が満了しても、なお当該広告物又は掲出物件の所有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、次条各号に掲げる事項を告示すること。

3 (略)

置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な措置を命ずることができる。

2 (略)

(広告物又は掲出物件を保管した場合の公示の方法等)

第 22 条 (略)

2 法第 8 条第 2 項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

(1) (略)

(2) 法第 8 条第 3 項第 2 号に規定する広告物又は掲出物件については、前号に規定する期間が満了しても、なお当該広告物又は掲出物件の所有者、占有者その他当該広告物又は掲出物件について権原を有する者の氏名及び住所を知ることができないときは、次条各号に掲げる事項を告示すること。

3 (略)

(2) 規則改正の内容

三郷市屋外広告物条例施行規則新旧対照表

現行	改正案
<p>(表示又は設置の許可申請等)</p> <p>第3条 条例第7条の許可を受けようとする者は、屋外広告物等許可申請書(様式第1号)正副各1通にそれぞれ次に掲げる書類等を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、当該許可申請が、はり紙、はり札、広告旗、立看板その他軽易な屋外広告物に係るものである場合において、市長が必要がないと認めるときは、その書類等の全部又は一部の添付を省略することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 既に設置されている掲出物件(申請の日において、設置した日から3月を経過していない掲出物件及び建築基準法(昭和25年法律第201号)第88条第1項において準用する同法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証の交付の日から1年を経過していない掲出物件を除く。)に広告物を表示しようとする場合には、<u>屋外広告物等自主点検結果確認書</u>(様式第2号)</p> <p>(5)・(6) (略)</p>	<p>(表示又は設置の許可申請等)</p> <p>第3条 条例第7条の許可を受けようとする者は、屋外広告物等許可申請書(様式第1号)正副各1通にそれぞれ次に掲げる書類等を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、当該許可申請が、はり紙、はり札、広告旗、立看板その他軽易な屋外広告物に係るものである場合において、市長が必要がないと認めるときは、その書類等の全部又は一部の添付を省略することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 既に設置されている掲出物件(申請の日において、設置した日から3月を経過していない掲出物件及び建築基準法(昭和25年法律第201号)第88条第1項において準用する同法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証の交付の日から1年を経過していない掲出物件を除く。)に広告物を表示しようとする場合には、<u>屋外広告物等点検報告書</u>(様式第2号)</p> <p>(5)・(6) (略)</p>
<p>2 (略)</p> <p>(適用除外の許可申請等)</p> <p>第5条 条例第8条第5項の許可を受けようとする者は、屋外広告物等許可申請書正副各1通にそれぞれ第3条第1項各号に掲げる書類等を添付して、市長に提出しなければならない。</p>	<p>2 (略)</p> <p>(適用除外の許可申請等)</p> <p>第5条 条例第8条第5項<u>第1号又は第2号</u>の許可を受けようとする者は、屋外広告物等許可申請書正副各1通にそれぞれ第3条第1項各号に掲げる書類等を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p><u>2 条例第8条第5項第3号の許可を受けようとする者は、屋外広告物等許可申請書正副各1通に、それぞれ次に掲げる書類等を添付して、市長に提出しなければならない。</u></p>

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、条例第 8 条第 5 項の許可をするか否かを決定し、許可をした場合にあつては(新設・更新)許可通知書に、許可をしないこととした場合にあつては(新設・更新)不許可通知書に、当該申請書の副本を添えて、当該申請書を提出した者に交付するものとする。

(許可期間更新の申請等)

第 8 条 条例第 12 条第 3 項の規定により許可の期間の更新を受けようとする者は、屋外広告物等許可期間更新申請書(様式第 5 号)正副各 1 通にそれぞれ次に掲げる書類等を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 屋外広告物等自主点検結果確認書

2 (略)

(変更又は改造の許可申請等)

第 9 条 条例第 13 条第 1 項の許可を受けようとする者は、屋外広告物等変更・改造許可申請書(様式第 6 号)正副各 1 通にそれぞれ次に掲げる書類等を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 第 3 条第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 6 号(次号に掲げる確認書を添付する場合に限る。)に掲げる書類等

(2) 屋外広告物等自主点検結果確認書(広告物の表示内容のみを変更する場合を除く。)

(3) (略)

2 (略)

(1) 第 3 条第 1 項各号に掲げる書類等

(2) 条例第 8 条第 5 項第 3 号に掲げる広告物又は掲出物件に該当することを証する書類等

3 市長は、前 2 項の申請書の提出があったときは、条例第 8 条第 5 項の許可をするか否かを決定し、許可をした場合にあつては(新設・更新)許可通知書に、許可をしないこととした場合にあつては(新設・更新)不許可通知書に、当該申請書の副本を添えて、当該申請書を提出した者に交付するものとする。

(許可期間更新の申請等)

第 8 条 条例第 12 条第 3 項の規定により許可の期間の更新を受けようとする者は、屋外広告物等許可期間更新申請書(様式第 5 号)正副各 1 通にそれぞれ次に掲げる書類等を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 屋外広告物等点検報告書

2 (略)

(変更又は改造の許可申請等)

第 9 条 条例第 13 条第 1 項の許可を受けようとする者は、屋外広告物等変更・改造許可申請書(様式第 6 号)正副各 1 通にそれぞれ次に掲げる書類等を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 第 3 条第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 6 号(次号に掲げる報告書を添付する場合に限る。)に掲げる書類等

(2) 屋外広告物等点検報告書(広告物の表示内容のみを変更する場合を除く。)

(3) (略)

2 (略)

(点検項目)

第 15 条 条例第 18 条の 2 第 1 項の点検は、広告物又は掲出物件の種類及び特性に応じて、当該広告物又は掲出物件の基礎部、上部構造、

支持部、取付部等の変形、腐食若しくは緩み、
広告板の変形、腐食若しくは破損、照明装置の
破損若しくは変形その他必要な項目について
実施するものとする。

(点検の適用除外)

第 16 条 条例第 18 条の 2 第 1 項ただし書の規
則で定める広告物又は掲出物件は、次に掲げ
るものとする。

(1) 貼り紙、貼り札、広告旗、立看板、広告
幕(つり下げを含む。)、アドバルーンその他
これらに類する軽易な広告物

(2) 条例第 8 条第 1 項、第 2 項及び第 6 項に
規定する広告物又は掲出物件であつて、法
令の規定により条例第 18 条の 2 第 1 項の点
検と同程度の点検を実施することとされて
いるもの

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が条例
第 18 条の 2 第 1 項の規定による点検の必要
がないと認めるもの

(点検結果の提出)

第 17 条 条例第 18 条の 2 第 2 項の規定による
点検結果の提出は、屋外広告物等点検報告書
によるものとする。

2 屋外広告物等点検報告書は、条例第 18 条の
2 第 1 項の規定による点検を行った者が作成
するものとする。

第 15 条 (略)

第 16 条 (略)

第 17 条 (略)

第 18 条 (略)

第 19 条 (略)

第 20 条 (略)

別表第 1 (第 4 条関係)

1～8 (略)

第 18 条 (略)

第 19 条 (略)

第 20 条 (略)

第 21 条 (略)

第 22 条 (略)

第 23 条 (略)

別表第 1 (第 4 条関係)

1～8 (略)

別表第2（第6条関係）

1 条例第7条に係る許可の基準（特定地域を除く）

広告物の種類		基準
(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
(略)		(略)
(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)
(略)		(略)
自動車利用広告物	次の各号のいずれかに該当するものであること。 (1) 自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)別表第2に規定する広告宣伝用自動車を利用するもの (2) 前号以外のもので、表示面積が各側部にあっては1平方メートル以下、後部にあっては0.3平方メートル以下であるもの	

2・3 (略)

別表第2（第6条関係）

1 条例第7条に係る許可の基準（特定地域を除く）

広告物の種類		基準
(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
(略)		(略)
(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)
(略)		(略)
自動車利用広告物	次の各号のいずれかに該当するものであること。 (1) 自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)別表第2に規定する広告宣伝用自動車を利用するもの (2) 前号以外のもので、表示面積が各側部にあっては1平方メートル以下、後部にあっては0.3平方メートル以下であるもの	
<u>バス停上屋利用広告物</u>	<u>1面の表示面積は、2平方メートル以下であること。</u>	

2・3 (略)

4 条例第8条第5項第3号に係る許可の基準

広告物の種類		基準
全ての広告物		<p>(1) 周辺の景観に調和した色彩、意匠等に配慮すること。</p> <p>(2) 広告物又は掲出物件には、広告料収入を当該公益上必要な施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てる旨が明示されていること</p>
建造物利用 広告物	屋上利用 広告物	<p>(1) 木造建築物を利用する場合</p> <p>ア 表示面積(一の建築物の屋上に複数の広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場合にあっては、それらの表示面積を合算した面積。次号アにおいて同じ。)は、10平方メートル以下であること。</p> <p>イ 上端の高さは、地上から12メートル以下であること。</p> <p>(2) 鉄筋コンクリート造、鉄骨造等の建築物を利用する場合</p> <p>ア 表示面積は、総壁面面積の10分の1(当該面積が10平方メートルに満たないときは、10平方メートル)以下であること。</p> <p>イ 上端の高さは、地上から軒高の3分の5以下で、かつ、48メートル(当該軒高の3分の5が12メートルに満たないときは、地上から12メートル)以下であること。</p> <p>(3) 壁面から突き出していないこと。</p>
	壁面利用 広告物	<p>(1) 表示面積(一の壁面に複数の広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場合にあっては、それらの表示面積を合算した面積)は、広告物を表示し、又は掲出物件を設置する一の壁面の面積の5分の1以</p>

	<p>下であること。ただし、都市計画法第8条第1項の規定により定められた近隣商業地域及び商業地域については、10分の3以下であること。</p> <p>(2) 上端の高さは、軒高以下であること。</p> <p>(3) 建築物の3階以上の階にある窓又は開口部の全部又は一部をふさいで表示し、又は設置しないこと。</p>
突出し広告物	<p>(1) 表示面積は、6平方メートル以下であること。</p> <p>(2) 上端の高さは、壁面の高さ以下であること。</p> <p>(3) 壁面からの突出し幅は、1.2メートル以下であること。</p> <p>(4) 下端の高さは、歩道上にあつては路面から3メートル以上、車道上にあつては路面から4.5メートル以上であること。</p>
建造物から独立した広告物	<p>(1) 表示面積は、10平方メートル以下であること。</p> <p>(2) 上端の高さは、地上から10メートル以下であること。</p> <p>(3) 下端の高さは、歩道上にあつては路面から3メートル以上、車道上にあつては路面から4.5メートル以上であること。</p>
広告幕(つり下げを含む。)	<p>長さは15メートル以下で、かつ、幅は1.2メートル以下であること。</p>
広告旗	<p>(1) 表示面積(広告物を表示する面が2以上あるものにあつては、それぞれ1の面の面積)は、2平方メートル以下であること。</p> <p>(2) 高さは、3メートル以下であること。</p> <p>(3) 道路上に突き出してないこと。</p>

		(4) <u>道路境界線から 5メートル以内に設置する場合は、広告旗(3メートル以内の範囲に連続して設置する個数が 3 以下の組とするときを含む。)</u> <u>相互の距離は、5メートル以上であること。ただし、自己の住所、事業所等で、設置する総個数が 3 以下の場合は、この限りでない。</u>
	掛看板	<u>表示面積(広告物を表示する面が 2 以上あるものにあつては、それぞれ 1 の面の面積)は、2 平方メートル以下であること。</u>
電柱、 街灯柱等 利用 広告物	袖付広告物	(1) <u>縦の長さは 1.2メートル以下で、かつ、出幅は 0.6メートル以下であること。</u> (2) <u>下端の高さは、歩道上にあつては路面から 3メートル以上、車道上にあつては路面から 4.5メートル以上であること。</u> (3) <u>車道寄りの歩道部分に位置する電柱、街灯柱等に取り付けられるものについては、歩道の中央部分に向けて突き出されていること。</u>
	巻付広告物	<u>上端の高さは、地上から 3.2メートル以下で、かつ、下端の高さは、地上から 1.2メートル以上であること。</u>
	はり紙、はり札 及び立看板	(1) <u>はり紙又ははり札にあつては表示面積が 1 平方メートル以下、立看板にあつては大きさが縦(脚部を含む。)1.8メートル以下及び横 0.6メートル以下であること。</u>

	<p>(2) <u>はり札又は立看板には表示しようとする者の連絡先が明示されていること。</u></p>
<u>アドバルーン</u>	<p>(1) <u>気球部分の直径は、3メートル以下であること。</u></p> <p>(2) <u>広告幕(網を含む。)の長さは15メートル以下で、かつ、幅は1.5メートル以下であること。</u></p> <p>(3) <u>上端の高さは、地上から45メートル以下であること。</u></p>
<u>アーチ利用広告物</u>	<p>(1) <u>広告物を掲出したアーチ(支柱部分を除く。)の上端の高さは、歩道上にあっては路面から5.5メートル以下、車道上にあっては路面から7.5メートル以下であること。</u></p> <p>(2) <u>広告物を掲出したアーチ(支柱部分を除く。)の下端の高さは、歩道上にあっては路面から3.5メートル以上、車道上にあっては路面から5メートル以上であること。</u></p> <p>(3) <u>アーチの支柱部分に掲出される広告物の上端の高さは、地上から3メートル以下、その下端の高さは、地上から1.2メートル以上であること。</u></p>
<u>標識利用広告物</u>	<p><u>表示面積(広告物を表示する面が2以上あるもの)にあっては、それぞれ1の面の面積)は、0.5平方メートル以下であること。</u></p>
<u>自動車利用広告物</u>	<p><u>次の各号のいずれかに該当するものであること。</u></p> <p>(1) <u>自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)別表第2に規定する広告宣伝用自動車を利用するもの</u></p> <p>(2) <u>前号以外のもの</u></p>

備考（略）
別表第3（略）
様式（略）

	で、表示面積が各側部にあつては1平方メートル以下、後部にあつては0.3平方メートル以下であるもの
<u>バス停上屋利用広告</u>	<u>1面の表示面積は、2平方メートル以下であること。</u>

備考（略）
別表第3（略）
様式（略）

現 行

様式第2号（第3条、第5条、第8条、第9条関係）

屋外広告物等自主点検結果確認書

年 月 日

三郷市長あて

申請者 氏 名 ㊟
電話番号

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地・名称、代表者の氏名、電話番号及び代表者印〕

住 所
管理者 氏 名 ㊟
電話番号

1 屋外広告物等の概要

表示・設置の場所	三郷市		
種 類			
規 模	表示面積	(縦) m×	(横) m× (面数) 面= (合計面積) m ²
	地上から上端までの高さ	m	
表示・設置年月日	年 月 日		

2 点検結果

点検年月日	年 月 日	改善年月日	年 月 日
点検項目	異常の有無	改善の概要	
主要部分（基礎を含む。）の変形・腐食	有・無		
取付（支持）部分の変形・腐食	有・無		
表示面の汚染・退色・はく離・破損	有・無		
その他特に点検した箇所	有・無		

- 注意事項 1 点検項目について異常の有無の欄に○印を付け、有の場合は改善の内容を記入すること。
- 2 広告物の上端の高さが地上から4mを超えるものを設置する場合は、広告物の管理者を置かなければなりません。管理者の記載欄には、広告物の安全点検をした管理者を記入すること。
- 3 広告物の上端の高さが地上から4m以下のものを設置する場合は、管理者を記入する必要はありません。

